

環境モデル都市温室効果ガス排出量・吸収量について

1. 背景

平成 21 年 4 月 10 日開催の環境モデル都市・低炭素社会づくり分科会において、以下のとおりとされている。

(フォローアップの趣旨)

環境モデル都市は、国民や他の自治体に低炭素社会の先行的なモデルを具体的に分かりやすく示すという役割を担っている。環境モデル都市のフォローアップに当たっては、「アクションプラン」に記載された事業の進捗状況やその後の事業追加・中止等の状況変化、温室効果ガス排出量の状況等を毎年確認し、必要に応じて、国内外の成功事例・失敗事例を踏まえた取組の拡充・改善の勧告、選定都市見直しの検討等を行う。

(考え方)

フォローアップに当たっては、各年度終了直後では温室効果ガスの排出量の確定又は推定が困難であることから、以下の 2 段階に分けてフォローアップを行うこととする。

①インプット（前年度事業の進捗、効果）の確認、評価＜春頃＞

②アウトプット（温室効果ガス排出量）の確認、評価＜秋頃＞

※このうち①については、各都市からアクションプランに掲げられている平成 21 年度事業についての進捗状況、取組の成果、課題と改善方針等について報告を受け、事務局において、当初計画されていた事業を着実に実施しているかどうか等確認するとともに、その状況について、SABC の 4 段階評価を行った。（参考 1、2 平成 22 年 5 月実施）

2. 目的

- ・今回の評価は、上記に従い、②アウトプットについて、フォローアップを実施するもの。
- ・環境モデル都市制度においては、低炭素社会の先行的なモデルを国民や他の自治体に具体的に分かりやすく示すという趣旨も含むことから、都市自ら温室効果ガス排出量を算定し、これを一括して公表する。
- ・環境省が推奨するマニュアル¹では、温室効果ガス総排出量について、2 年程度後に算定することとされている（※）が、算定可能な分野の排出量・吸収量を 1 年前倒して算定することにチャレンジ。
 - ※例えば、平成 21 年度中に把握できる直近の総排出量は、速報値で平成 19 年度となる。
- ・各環境モデル都市における次年度の取組拡充等の参考とする。

¹ 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第 1 版）平成 21 年 6 月公表

3. 算定及び報告方法

環境省が推奨するマニュアルに基づき算定することを基本とし、次の算定及び報告方法とした。

温室効果ガス排出量の算定方法については、(1)の方法で行うことを基本とする。

ただし、(1)の方法が困難な分野については、(2)の方法で行うこととする。

(1) 平成 21 年度の排出量につき、可能な分野（部門毎でなくても可）について算定する。

(2) 平成 21 年度の対策による同年度の削減量のうち、主要事業に係るものを算定する。

※上記の排出量及び削減量についての考察を附すこと。

また、アクションプランに掲げる排出量削減目標に対する平成 21 年度の実況について、総括コメントを記載すること。

（算定における統一事項）

- ・平成 21 年度の実績データに基づく排出量の算定を行うこと。
- ・削減量は、平成 21 年度に発現するものであること。
- ・CO₂ 排出係数は、環境省算定省令（H22. 3 改正後）の値を使用すること。
（算定省令の値より地域の実態に即応した係数がある場合は、その数値を使用することは可。）
- ・電気事業者別 CO₂ 排出係数は、H21. 12 の公表値（2008 年）を使用すること。但し、電気事業者が 2009 年の速報値を公表している場合は、その数値を使用することは可。

4. 各都市からの報告内容の概要及び評価 ※詳細は、資料 3、4 参照

①温室効果ガス排出量・吸収量について

事業者等からの聞き取りやアンケート調査により基礎データを収集した都市は 6 都市、各都市が保有する実績データを活用し、通常よりも 1 年前倒して算定した都市は、7 都市（前段の都市と重複あり）となっている。

統計データの制約がある中で、このようなデータの収集に努め、算定を行ったことは、評価できる。

各都市の算定可能な分野（部門）の排出量・吸収量についての考察や総括内容によれば、計画通り又は計画以上の効果が現れていると判断した都市がほとんどであった。

②各都市が対策を講じた主要事業における温室効果ガス削減量について

削減量については、事業に伴うエネルギー種別消費量やその削減量に、エネルギー種別排出係数を乗じることにより、算定が可能であることから、定量可能な主要事業については、算定されていた。

また、「地球温暖化対策に関連するイベント参加者の省エネ行動の普及効果」等を定量的に算定した都市もあり、定量化が難しい事業についても算定を試みられたことは、評価できる。